

災害対策積立金管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和4年度通常総会において創設が決定された「災害対策積立金」(以下「積立金」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 積立金の創設に際し、正味財産から800万円を充当する。

2 積立金は、1,000万円に達するまで、毎年度、その年度の前年度の「当期一般正味財産増減額」の10分の1を超える額を積み立てるものとする。

3 積立ては、その年度の6月1日(その日が休日に当たるときは、直後の営業日)に行うものとする。

(積立金の充当の対象)

第3条 積立金は、次に掲げる事業の費用に充てることができる。

- (1) 被災した当協会の会員の支援
- (2) 被災した他の都道府県のビルメンテナンス協会の支援
- (3) 「大規模災害時における支援活動に関する協定」に基づく事業
- (4) その他災害対策のため必要があると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の決算において期末の正味財産をもつてしても費用を賄うことができないと認められるときは、その支払いに充てることができる。

(手続き)

第4条 前条の規定に基づく充当は、理事会の決定によって行う。ただし、緊急を要するときその他特別の事情があるときは、会長が専決することができる。

2 前項の規定による充当を行ったときは、直近の総会に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、積立金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。